

2022年3月14日

**優生保護法訴訟東京高裁判決に対する声明**  
**政府は東京高裁判決を上告するな！**  
**大阪高裁判決の上告を取り下げ、優生保護法被害の全面解決を**

認定 NPO 法人日本障害者協議会(JD)  
代表 藤井 克徳

3月11日、優生保護法訴訟東京高裁判決は、大阪高裁判決に続き、優生保護法による優生手術（強制不妊手術）は、差別的な思想に基づく非人道的な行為だと断じました。そして、東京高裁平田豊裁判長は、優生手術は、憲法13条、14条違反であり、その被害の深刻さを認め、除斥期間の適用を制限しました。憲法違反の法律によって生じた被害の救済を憲法よりも下位の民法724条を適用することは誤りだとしたのです。また、国は優生保護法改正後、被害を受けた人たちに対し、被害を受けたことを知らせる措置もとっていなかったと指摘しました。一時金支給法の成立時（2019年4月24日）を起算点とし、除斥期間はそこから5年経過するまで適用されないとし、賠償額は1500万円としました。大阪高裁判決よりもさらに踏み込んだ判決でした。原告らが受けた被害の深刻さを受け止め、誤った法律が差別を広げ、人間の尊厳を深く傷つけたことを認めたのです。

被告である政府は、①東京高裁判決への上告をしないこと、②大阪高裁判決への上告を取り下げることを求めます。

原告の北三郎さんは裁判後の集会で「手術から64年が経過し、辛かった。悲しかった。苦しかった。本当に長い道のりでした。このような判決がもらえる日が来るなんて感無量です。原告たちは高齢ですでに4人が亡くなっています。1日も早く全面解決を」と語りました。

国の誤りを司法が明確に認めたことを重く受け止め、高齢である被害者は、引き継ぐべき子をもたない人たちであり、一刻も早い2つの政治的決断をすべきです。東京高裁判決の上告をせず、大阪高裁判決上告を取り下げ、いまこそ全面解決を図るべきです。

国は被害を受けたすべての人たちに心から謝罪し、一時金支給法見直しを早急に進め、真の検証と総括を含む優生保護法被害の全面解決を図ってください。